# 奈良県土地改良事業補助金交付要綱

昭和 55 年 8 月 12 日 最終改正 令和 6 年 2 月 2 1 日

(趣旨)

第1条 知事は、担い手への農地集積・農地集約化の加速や農業経営の合理化、農業生産力向 上及び農業構造の改善を図るため、土地改良事業を行う者に対し、当該事業に要する経費につ いて、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金 等交付規則(平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、 この要綱に定めるところによる。

(責務)

第2条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱の規定及び補助金の交付の目的に従い、 誠実に事業等を行うよう努めなければならない。

(補助の対象となる事業、採択基準及び補助率)

第3条 補助の対象となる土地改良事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業及びその関連事業等(他の規程等に定めるものを除く。)とし、採択基準及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(事業の受益地)

第4条 補助の対象となる土地改良事業は、その主たる受益地を農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域とするものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助の相手方)

- 第5条 知事は、次に掲げる者が行う土地改良事業に要する経費について補助を行うものとする。
  - (1) 土地改良区又は土地改良区連合
  - (2) 市町村
  - (3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
  - (4) 農地保有合理化法人
  - (5) 土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第72条に規定する共同施行者
  - (6) 農地中間管理機構 (ただし別表の I-1(7)の事業に限る。)
  - (7) その他知事が適当と認める者

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、土地改良事業補助金交付申請書(第1号様式) (以下「補助申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
  - (1) 経費の配分及び事業計画の概要(第2号様式。別表の事業名欄のI-4 (2)の計画及びIII-3の計画にあっては、第2号-1様式とし、別表の事業名欄のI-4 (2)の事業にあっては、第2号-2様式としIV-6の事業にあっては、第2号-3様式。)
  - (2) 収支予算書(第3号様式)
  - (3) 実施計画書
  - (4) 事業施行に関して許可、認可及び同意又は承認を要するものがある場合においては、 その許可、認可及び同意又は承認のあったことを証するに足る書類その他知事が必要と認 める書類
  - (5) 位置図 (別表の I-1及び I-3の事業に限る。)

- (6) 地区一覧(別表の I 4の(1)の2の事業に限る。) (第3号-1様式)
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

### (補助の指令等)

- 第7条 知事は、前条第1項の規定による補助申請書類を受理した場合において審査の上適当 と認めた場合は、補助金の交付を決定しその申請者に対し、補助を指令するものとする。
  - 2 規則第7条第1項の規定により補助金の交付を申請した者が申請を取り下げできる期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。
  - 3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(第 20 号様式)をあらかじめ知事に提出するものとする。ただし、交付決定前着手届を提出できる事業は、国の要綱等で交付決定前着手が定められている事業に限るもの(対象事業は別添事業)とし、国において受理された場合のみ着手を認めるものとする。

## (事業着手の届出)

第8条 削除

### (指示及び検査)

第9条 知事は、補助の指令を受けた者に対し、当該事業を適正に実施させるため必要な報告 を求め、検査を行い、又は事業の施行に必要な指示をすることができる。

## (事業の中止又は廃止)

第10条 補助の指令を受けた者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (事業変更の承認)

- 第11条 補助の指令を受けた者は、補助申請書の記載事項について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ土地改良事業変更承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 事業費の変更
  - (2) 工種(別表の事業名の欄のI-2の事業にあっては、「事業種類」をいう。以下同じ。) 別の事業量の 30 パーセントを超える増減
  - (3) 工種(別表の事業名の欄のVの事業にあっては、「費目」をいう。) の新設、変更又は廃止
  - (4) 別表の採択基準欄に記載されている関連事業の規定等に定めるもの

#### (補助金の概算払)

第12条 知事は、補助を指令した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算 払をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、別表の事業名の欄のV-1 (2) の事業にあっては、次の(1) (2) に掲げる書類に代えて、中心(高度) 経営体集積促進事業概算払請求書(第 17 号様式)を提出するものとする。
  - (1) 補助金概算払請求書(第16号様式)
  - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた者は、概算払を受けた日の属する会計年度 の末日までに、次に掲げる書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。ただし、 第14条における事業完了の届出をした場合は、この限りではない。
  - (1) 出来高届(第7号様式)
  - (2) 出来高額内訳書(第7号-1様式)
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 4 知事は、前項の検査の結果適当と認め、当該年度の補助金の額を確定したときは、当該 年度の補助金について精算するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額 の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(状況報告)

第13条 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日において、遂行 状況報告書(第19号様式)を作成し知事に提出しなければならない。

(事業完了の届出)

- 第14条 補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の 完了の日の属する会計年度の末日までに事業完了届(第8号様式)に次に掲げる書類を添 えて、知事に提出しなければならない。
  - (1) 補助事業の成果(第2号様式。別表の事業名欄のI-4 (2) の計画及びIII-3の計画 にあっては、第2号-1様式とし、別表の事業名欄のV-1 (2) の事業にあっては、第2号-2様式。)
  - (2) 収支精算書(第9号様式)
  - (3) 用地買収明細書(第10号様式)
  - (4) 補償明細書(第11号様式)
  - (5) 財産管理台帳(第15号様式)
  - (6) 竣功検査報告の写し
  - (7) 削除
  - (8) 位置図
  - (9) その他知事が必要と認める書類
  - 2 第6条第2項ただし書に規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、前項 の事 業完了届を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかにな った場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第6条第2項ただし書に規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、第1項の事業完了届を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した場合については、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(第12号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(完了検査)

第15条 知事は、前条の規定により事業完了届を受理したときは、当該事業についての完了 検査を行い、補助の指令の内容及び条件に適合していないときは、これに適合させるよう指

示することができる。

(補助金の交付)

- 第16条 知事は、前条第1項の規定による検査の結果適当と認め、額を確定したときは、補助の指令を受けた者から提出された補助金交付請求書(第13号様式)により補助金を交付するものとする。この場合において、第12条第1項の規定により概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。
  - 2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額 の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(書類の保存)

第 17 条 補助の指令を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了後 5 年間これを保存しなければならない。

(財産の処分、管理等)

- 第 18 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、 知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し 付け、又は担保に供して はならない。
  - 2 規則第20条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書(様式第1 8号)を知事に提出し承認を受けるものとする。
  - 3 規則第20条に規定する知事が別に定める期間とは農林畜水産業関係補助金等交付規則 (昭和31年農林省令第18号) に定められている処分の制限を受ける期間に相当する期間 とする。
  - 4 規則第20条第2号及び3号により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
  - 5 補助の交付を受けた者は、事業の受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)、また当該公告を行わない事業にあっては、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に行われる受益地の転用については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年法律第179号)及び、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和44年44農地A第826号)により、要綱別表の事業種類欄「区画整理事業」又は「ほ場整備事業」「農地造成事業」「農用地開発事業」「農用地開発事業」については、同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合、事業種類欄「農業用用排水施設整備」及び、事業名「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」のうち「工事の実施に関する業務」に係るについては、同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100~クタールを超えるときは、受益地の内10~クタール以上)の転用が行われた場合、知事が特に認めた場合を除き、転用面積の割合に応じて算出した金額を返還しなければならない。

附則

- この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。 附 則

- この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成13年3月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成14年3月1日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成 17 年10月 『日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成19年7月2日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成25年3月25日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成30年1月4日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

## 附則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。 奈良県基盤整備促進事業補助金交付要綱(平成24年3月23日制定)
- 3 2に掲げる通知によって令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により 取り扱うものとする。

## 附則

- この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。 Wt Ell
- この要綱は、令和4年1月13日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。 附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、令和5年1月31日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、令和6年2月21日から施行する。
- 2 1に掲げる通知による改正前の要綱に基づいて補助金の交付を申請している地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

# (別添事業)

補助金交付決定前着手の取扱いについて

○補助金交付決定前着手については、公益上真にやむを得ない理由により、補助金交付 決定の前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、その理由等を具体的に明記した 交付決定前着手届を提出する。提出の際には「土地改良事業関係補助事業の補助金交付 決定前着手の運用について」(近畿農政局 令和2年4月1日付け事務連絡)を参考に すること。

○対象事業名(ただし、別紙「交付決定前着手が公益にやむを得ないと認められる場合に 該当する事例」に掲載された事業で可能とする。)

- ·農業競争力強化基盤整備事業
- · 農地中間管理機構関連農地整備事業
- · 水利施設等保全高度化事業
- •農村地域防災減災事業
- · 中山間地域農業農村総合整備事業
- 水利施設管理強化事業
- 農地耕作条件改善事業
- ·農業水路等長寿命化 · 防災減災事業
- 農山漁村地域整備交付金
- •棚田地域振興緊急対策事業

事 業 名 採 択 基 進 補 助 率 (I一水と農 農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第 (1) 工事費の100分の55 地いきいき推 2325 号農林水産事務次官依命通知)及び農山漁村振興交付金実施 以内 進事業) 要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興 局長通知) 第2の3、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成 I-1基盤整 (2) 山村振興法(昭和40 備促進事業 30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知) 年法律第64号)第7条第1 及び農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付 項の規定に基づき指定され た振興山村、半島振興法(昭 け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知)第2の5、農地 耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第206 和 60 年法律第 63 号) 第 2 9 号農林水産事務次官依命通知) 及び農地耕作条件改善事業実施要 条第1項の規定に基づき指 領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興 定された地域、過疎地域自 局長通知)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1 立促進特別措置法(平成12 日付け21農振第2454号農林水産事務次官依命通知)及び農山漁村 年法律第15号)第2条第1 地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21農振第2454 項に規定する過疎地域、特 号農林水産省農村振興局長通知)、中山間地域所得向上支援対策実 定農山村地域における農林 施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務 業等の活性化のための基盤 次官依命通知)及び中山間地域所得向上支援対策実施要領(平成2 基盤整備の促進に関する法 8年10月11日付け28農振第1337号農林水産省農村振興局長通知) 律(平成5年法律第72号) に基づき、市町村等が実施するもの 第2条第1項に規定する特 定農山村地域、棚田地域振 (1)十地基盤整 以下のいずれかの基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定 興法(令和元年法律第42 備事業 める要件に該当するものであること 号) 第7条第1項に規定す 表 I − 1 (1) の事業種類欄の①の農業用用排水施設整備事業、 る指定棚田地域及び急傾斜 ②の農業用道路事業、③の暗渠排水事業、④の客土事業、⑤の区画 畑地帯(旧急傾斜地帯農業 整理事業のいずれか、又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であ 振興臨時措置法(昭和27 って、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、 年法律第135号) 第3条の 担い手(農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業 規定に基づき指定された地 者の組織する団体をいう。以下この別表において同じ。)への農地 域又は受益地域内の平均傾 利用集積等又は農業用用排水施設等の整備・保全が見込まれること 斜度が15度以上の地域(水 田地帯を除く。)をいう。) 2 表 I − 1 (1) の事業種類欄の①の農業用用排水施設整備事業、 (以下「中山間地域等」と ②の農業用道路事業、③の暗渠排水事業、④の客土事業、⑤の区画 いう。) において行われる ものにあっては、(1)の 整理事業、⑥の農地造成事業及び⑧の農用地保全事業のいずれか又 規定にかかわらず、工事費 はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積 の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり、 の100分の60以内 受益面積に占める耕作放棄

事業	名	採		基	準		補	助	率
事 表	: 1	地等(農村振興いて同じ。)のい手農地利用集の場合にあって間中にそれらのこと	限局長が別に定 の面積の合計面 種本が交付対 には、3%以上 の耕作放棄地等 の農地造成事業 の農用地保全	める農地を 積の割合が 象計画の決 )となり、 の活用が見 載の②の農業 、でのままつ	いう。以下 6%以上( 定時におい かつ、交付 込まれる 知道路事業 分合事業、( によるほか ては1によ	ただし、担 て 50%以上 対象計画期	(3)過疎 措置法 号)第2 る過疎地 のにあっ (2)の 工事費の1	地域自立 (平成 12 <sup>4</sup> 2 条第 1 項 地域におい っては、 ( 規定にか	促進特別 F法律第15 に規定す て行うも (1) 及び かわらず
		**、 のの交換が せ行うこと	ゴロ事未にめつ	(は1又は	∠ (⊂よ り1)	7季未で 川			
		表 I - 1 (1)	1 -						
		事業種類 ①農業用用 排水施設整 備事業	事 ア 農業用排 イ 基幹水利 (土地改良事業を) により 幹線水ので、 となって、 繁について、 繁について、 繁について、 変全性の確保 策工事)	水施設の新 対施設補修工 第2条第2 う。以された。 造成された。 基幹施設及 を発揮する に必要な施	事(土地改 項に規定す の別表にお ダム、頭首 び当該施設 農業用用排 設機能の維	良事業を出て、機場では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな			
		②農業用道路事業	用地又は野菜は田畑輪換をのに限る。)	iの整備(樹 指定産地に 行う水田地 ・主体とした	園地を主体 おける畑地 帯において 園内作業道	とした農 若しく 行うも			

事 業 名	採	択 基 準	補	助	率
	表 I - 1 (1)				
	事業種類	事 業 内 容			
	③暗渠排水	完全暗きょの新設又は変更(地域水田農業			
	事業	ビジョン(米政策改革基本要綱(平成 15 年 7			
		月4日付け15総合第1604号農林水産事務次			
		官依命通知)第Ⅰ部の第5に基づき作成した			
		地域水田農業ビジョンをいう。) に基づくも			
		のにあっては、補助暗きょを含			
		む。)			
	④客土事業	客土(混層耕を含む。)、心土破砕及び畑			
		地の層厚調整工			
	⑤区画整理	農用地(造成される埋立地又は干拓地を含			
	事業	む。)の区画形質の変更(畦畔除去等簡易な			
		ほ場の整備を含む。)			
	(C) 曲 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	曲地の生代(北田弘之 Jun 。 の地口が焼きる			
	⑥農地造成	農地の造成(水田から畑への地目変換を含した。) 石はなり なまだし のせてほばいかけ			
	事業	む。)又は改良。ただし、受益面積がおおむ			
		ね5ha以上であるものについては、農地造成			
		に係る計画(農用地開発事業実施要綱(昭和			
		45年12月10日付け45農地C第500号農林			
		事務次官依命通知)第4の2の規定に準じて			
		作成する計画をいう。以下この表 I - 1(1)			
		において「造成計画」という。)が定められ			
		ていること。			
		また、農林業地域等総合開発整備実施計画			
		樹立要綱(昭和61年8月19日付け61構改			
		C第707 号農林水産事務次官依命通知)に基			
		づき都道府県知事が樹立する農林地一体開			
		発整備パイロット事業実施計画に位置付け			
		られたものは、同実施計画に基づく事業とし			
		て実施することが出来るものとする。この場			
		合、同実施計画を造成計画として取り扱うも    、、、。			
		のとする。			

事 業 名	採	択	基	準	補	助	率
	⑦交換分合	農用地等の	交換分合				
	事業						
	⑧農用地保	ア農用地の	の土砂流亡	や法面の崩壊等を			
	全事業	防止する方	ための法面	保護工、土留工、			
		承水路等の	整備				
		イ 酸性土地	襄改良資材.	、りん酸資材及び			
		有機質資材の	の投入等の	土壤改良			

											I			
事	業	名		捋	Ŗ	択		基	準		有	Ħ	助	率
(2)	生活環	環境施	以下	のいず	れかの	基準を注	満たす	ともに、	農村振	長興局長が別に	(1)	工事費	<b>貴</b> の1 (	00分の55.
設等	整備	事業	定める	要件に	該当する	るもの	である	こと			内			
			1 表	I - 1	(2)の事	業種類	欄の(	⑩の農業	集落道	事業、⑪の営農				
			飲雑用	水施設	事業及で	び12の[	防災安	全施設	事業にあ	っては、(1)	(2)	中山間	地域	等において
			土地基	盤の整	備の1	又は21	こ掲け	でる事業	と併せ行	<b></b> うこと	行われ	1るも <i>0</i>	つにあ	っては、()
											の規定	三にかか	わら	ず、工事費
			2 表	I - 1	(2)の事	業種類	欄の(	9の土地	改良施	設保全事業の	100分	うの 60	以内	
			うち農	村振興	局長が別	別に定る	めるも	のにつ	ハては受	を益面積がおお				
			むね5	h a以.	上であん	ること。	ただ	ごし、次の	の場合に	は、この限りで	(3)	過疎地	域に	おいて行う
			ない。								ものは	こあって	には、	(1)及び(
			ア (1)	土地基	盤の整	備の10	こより	行う事	業と併せ	け行うものであ	の規定	<b></b> ミにかか	わら	ず、工事費
			って、	これら	の受益	面積の行	合計が	おおむ	þ5ha	以上であり、	1005	子の 65	以内	
			かつ、	担い手	への農	地利用组	集積等	又は農	業用用排	<b></b>				
			設等の	整備・位	保全が	見込まれ	れる場	合						
			イ (1)	土地基	盤の整	備の21	こより	行う事	業と併せ	と行うものであ				
			って、	これら	の受益に	面積の行	合計又	は受益	地に係る	5一定団				
			地の農	地面積	がおおる	むね5]	h a 以	上であ	り、受益	<b>松面積に占める</b>				
			耕作放	棄地等	の面積の	の合計	面積の	割合が	6 %以上	こ(ただし、担				
			い手農	地利用	集積率	が交付え	対象計	画の決	定時にお	3いて50%以上				
			の場合	にあっ	ては39	%以上)	とな	:り、か	つ、交付	対象計画期間				
			中にそ	れらの	耕作放	棄地等の	の活用	が見込	まれる場	合				
			3 表	I-1	(2)の事	業種類	欄の(	13の小規	模農林	地等保全整備				
			事業に	あって	は、(1)	土地基	盤の虫	修備の2	に掲げる	る事業と併せ行				
			うこと											

事 業 名	採 択 基 準	補	助	率
	4 表 I - 1 (2)の事業種類欄の⑨の土地改良施設保全事業のう			
	ち農村振興局長が別に定めるものにあっては、市町村によって			
	地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが			
	計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km			
	以上であること			

事 業 名	採		基			補	助	率
	表 I - 1 (2)							
	事業種類	事	業	内	容			
	⑨土地改良	(1)農道保全対策	<del></del>					
	施設保全事	農道保全対策	事業実	施要綱(	平成 19 年 3			
	業	月 30 日付け 18	農振第	1877 号農	農林水産省農			
		村振興局長通知	ı) に基 <sup>、</sup>	づく農道	保全対策に定			
		める内容に準じ	るもの	とし、同	要領に定める			
		農道保全対策事	業計画	及び緊急	対策事業計			
		画に基づいて行	う整備					
		(2)安全施設整(	備					
		農業用用排水施	設等(	用排水路	、ため池、			
		頭首工、機場及						
		安全施設として	、フェ	ンス、ふ	た、スクリー			
		ン等の整備						
		(9) 曲 ナナ か フ、ナ 頁	<b>嵌</b> /些					
		(3)農村のみち		<b>塾しこの</b>	(4の)地域次			
		源の間を結ぶ農						
		し、次のとおり			旦り金浦と			
		ア既設の農道を			)ネットワー			
		ク機能を補完す						
		資する農道及び						
		イ 歴史的又は			.,			
		道等(農業集落						
		ウ 農村の交流	処点の間	見を連絡す	-る散策道の			
		整備						
		工 既設農道及	び農業集	<b>薬薬道の</b> 権	i修・更新			
	⑩農業集落	農業集落周辺	1におけ	る表 I -	1 (1)の事業			
	道事業	メニュー欄の②	農業用	道路を補	完し、主とし			
		て農業機械の運			,,,,,			
		産物の運搬等に	供する	農業集落	道の整備			

事	業	名		採	択	基		準	補	助	率
			表	$\xi I - 1 (2)$							
				事業種類	事	業	内	容			
				⑪営農飲雑	営農用水施設	没として	農業経	営に必要な用			
				用水施設事	水供給施設及で	び飲雑用	水施設	の新設又は変			
				業	更の事業で共同	司利用に	係るも	の			
				12防災安全				の土留、防護			
				施設事業	柵、排水工、防	5風林、19	方雪林、	水路防護施設、			
					防火水槽等の動	整備					
				13小規模農				耐久性畦畔工、			
				林地等保全		帝め、不	要木の	撤去又は跡地の			
				整備事業	整地						

事	業	名		採	択	基	準			補	助	率	
(3) ‡	也形区	図作成	受益面和	漬がおおむ	ね5 ヘクタ	マール以上	であり、	かつ、	実施後	(1)	工事費の1	00分の5	55以
事業	<u> </u>		3年以内的	こ経営体育	成基盤整備	請事業又は.	基盤整備	促進事	業のう	内			
			ち区画整理	理事業に着	手の見込み	*が確実で	ある地区。	。地区	全体に				
			わたる縮力	尺 1/1,000.	以上の航空	E測量(高	低測量に	係る地	上測量	(2)	中山間地域	域等におい	て
			を含む。)	及び図化						行われ	るものには	あっては、	(1)
										の規定	にかかわり	うず、	
										工事	費の1009	分の 60 以	内

事 業 名	採	択	基	準		補	助	率
(4)農用地等集	以下の基準を満	たすとともに、	農村振興	局長が別に気	どめる要	(1)	工事費の1	00分の55以
団化事業	件に該当するもの	であること				内		
	(1)受益面積が	おおむね5へぇ	クタール以	上であり、カ	いつ、換	Ļ		
	地計画を定める土	地改良事業もし	しくは交換	分合の着手の	り見込み	(2)	中山間地域	<b>は等において行</b>
	が確実であること			われる	ものにあっては、(1			
	(2)受益面積が	おおむね5へぇ	うつ、農	の規定	ここかかわら	うず、		
	用地の集団化が見	込まれること				工事	費の 100 タ	子の 60 以内
	表 I - 1 (4)							
	事業種類	事	業内	容		100	)分の 50 以	内
	④換地計画事	土地改良事業	(地区の換	地計画策定				
	業							
	①集落整備地	集落地域整備	指法(昭和6	2 年法律第 6	3 号)			
	域換地設計事	第7条に規定	ごする集落	農業振興地域	整			
	業	備計画に基づ	がいて行わ	れる土地改良	事			
		業予定地区の	)換地計画	樹立のための	基			
		準作成						
	16経営体育成	土地改良事業	(予定地区	の換地計画横	立			
	促進換地等調	のための基準	隼作成等					
	整事業							
	①交換分合事	農地集団化推	進計画又	は交換分合推	進			
	業	モデル計画の	策定					
	18交換分合附	交換分合事業	きと一体の	計画の下に、	農			
	帯農道等整備	道、農業用用	排水施設	、客土、暗き	よ排			
	事業	水及びほ場均	7平の各事	業のいずれか	を			
		行うもの又は	は2以上を	併せて行うも	。 の			
		"						

事 業 名		採択	基	準	補	助	率	
(5)創意工夫発 揮事業	する活性 地域間交 (2)生活 化と一体	対活性化プロジェク 化計画の区域におけ 流を促進するため、 環境施設等の整備、( なとなってその効果を 事業費の20%以内を	ク 内 (2)中山間地域等において 団 行われるものにあっては、(1					
(6) 基 <u>盤整</u> 備促 進事業	件に該当 (1)1 (2)1	するものであること 地区あたりの事業費 地区あたりの受益者 地区あたりの受益者	全 かける 200 では 2	2者以上	においては の 55 以内	、工事費中山間地	め 100 分 域等におい	
	区分	T		業内容	(2)表I	- (6) の	定額助成	
	定	(1)農業用用排水		k (防除用水等を含	においては			
	率	施設		所設、廃止又は変更	される助成		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
				11600	ただし、	農業者施	行の活用等	
	成	(2) 暗渠排水	暗渠の新設ス	 スは変更	を含む事業	費の2分	の1相当	
		(3) 土層改良	客土、混層制	#、除礫、心土破砕				
			及び土壌改良	<b></b>				
		(4)区画整理	農用地の区画	画形質の変更				
		(5) 農作業道	農作業道の変	変更				
		(6)農用地保全	(1)~(5)以夕	トの農用地の改良				
			又は保全のだ	とめに必要な事業				
		(7)調査・調整	権利関係、農	家意向、農地集積、				
			基盤整備等	こ関する調査、調整				
			活動					
		(8)指導	事業実施に関	関する技術的な指				
			導・助言活動	、施行実績の把握、				
			外括監査等					
		(9)点検診断	農道の点検討					
			の策定					
	定	(1)田の区画拡大	畦畔除去、均	9平作業等による区				
	額	(水路の変更を伴	画拡大					

助	わないもの)	
成	(2)田の区画拡大	水路の変更(管水路化等)を伴
	(水路の変更を伴	って行う畦畔除去、均平作業等
	うもの)	による区画拡大
	(3)畑の区画拡大	畦畔除去、均配修正等による区
	(水路の変更を伴	画拡大
	わないもの)	
	(4)畑の区画拡大	水路の変更(管水路化等)を伴
	(水路の変更を伴	って行う畦畔除去、均配修正等
	うもの)	による区画拡大
	(5)暗渠排水	吸水渠(本暗渠管)の間隔が1
		0m 以下の暗渠排水の新設
	(6)湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の
		新設
	(7)末端畑地かん	末端畑地かんがい施設の新設、
	がい施設(樹園地	廃止又は変更
	以外)	
	(8)末端畑地かん	末端畑地かんがい施設の新設、
	がい施設 (樹園地)	廃止又は変更
	(9)客土	深土深 15cm 以下の農用地を対
		象に、層厚 10cm 以上の客土
	(10)除礫	30mm 以上の石礫を 5%以上含む
		農用地を対象に、深度 30cm 以
		上の除礫

事 業 名		採択	基 準	補助率
(7)農地耕作条	以下の	基準を満たすととも	。に、農村振興局長が別に定める要	(1)表 I - (7)の定率助成
件改善事業	件に該当	するものであること		においては、工事費の100 分
	(1) 1	地区あたりの事業費	骨の合計が200万円以上	の 55 以内
	(2) 1	地区あたりの受益者	「数が農業者2者以上	ただし、中山間地域等にお
	(3) 実	施区域は、農地耕作	条件改善事業実施要綱(平成27年4	いては工事費の100分の60以
	月9日付約	ナ26 農振第 2069 号)	に定める区域内とする	内
	表I-	(7)		
	区分	事業種類	事業内容	(2) 表 I - (7)の定額助成
	定	(1)農業用用排水	農業用用排水(防除用水等を含	においては、関係要領に規定
	率	施設	む) 施設の新設、廃止又は変更	される助成単価
	助			ただし、農業者施行の活用等
	成	(2)暗渠排水	暗渠排水の新設又は変更	を含む事業費の2分の1相当
		(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破砕	
			及び土壌改良	
		(4)区画整理	農用地の区画形質の変更	
		(5)農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変	
			更	
		(6) 農地造成	農用地の造成	
		(7)農用地保全	(1)~(6)以外の農用地の改良	
			又は保全のために必要な事業	
		(8) 営農環境整備	用地造成、営農飲雑用水施設・	
		支援	安全施設・農作業被害防止施設	
			の整備、耕作放棄地解消・発生	
			防止のための簡易な整備 	
			水管理労力省力化、維持管理労	
		援	力省力化	
		(10)品質向上支援	導入作物に応じた支援、情報化	
			施行の活用	
		(11)条件改善促進	土地利用調整・農用地の利用集	
		  支援	積の推進等に関する指導、地形	
			図作成、農用地等集団化、高付	
			加価値農業施設移転等、農業機	
			械維持補修	
		(12)高収益作物導	実証展示ほ場の設置・運営、高	
		入支援	収益作物の導入及び定着推進、	
			農業機械リース、農地の良好な	

		1
		生産環境の維持及び条件整備
	(13)指導	事業実施に関する技術的な指
	(10)相待	
		導・助言活動、施行実態の把握
定	(1)田の区画拡大	畦畔除去、均平作業等による区
額	(水路の変更を伴	画拡大
助	わないもの)	
成	(2)田の区画拡大	水路の変更(管水路化等)を伴
	(水路の変更を伴	って行う畦畔除去、均平作業等
	うもの)	による区画拡大
	(3)畑の区画拡大	畦畔除去、均配修正等による区
	(水路の変更を伴	画拡大
	わないもの)	
	(4)畑の区画拡大	水路の変更(管水路化等)を伴
	(水路の変更を伴	って行う畦畔除去、均配修正等
	うもの)	による区画拡大
	(5)暗渠排水	吸水渠(本暗渠管)の間隔が1
		0m 以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の
		新設
	(7)末端畑地かん	末端畑地かんがい施設の新設、
	がい施設(樹園地	廃止又は変更
	以外)	
	(8)末端畑地かん	末端畑地かんがい施設の新設、
	がい施設 (樹園地)	廃止又は変更
	(9)客土	深土深 15cm 以下の農用地を対
		象に、層厚 10cm 以上の客土
	(10)除礫	30mm 以上の石礫を 5%以上含む
		農用地を対象に、深度 30cm 以
		上の除礫
	(11) 更新整備	更新する必要がある用水路等
		の整備
	(12)条件改善推進	権利関係(水利関係)・農家意
	費	向・農地集積・基盤整備・水利
		用高度化の推進等に関する調
		査・調整、実施計画策定、先進

1 1			I
		的省力化技術導入	
	(13)高収益作物転	高収益作物転換プラン作成、営	
	換推進費	農定着支援	

事 業 名	採 択 基 準	補 助 率
(8) 中山間地域	中山間地域所得向上支援対策実施要綱 (平成 28 年 10 月 11 日	(1) 事業費の 100 分の 55 以
所得向上支援	付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知)にある地域	内
事業	連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備	ただし、中山間地域等にお
	を行うもの	いて行うものにあっては、事業
		費の 100 分の 60 以内
(9)農業集落排	農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け2	(1)機能診断は1処理区あ
水事業	1 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知)にある農業集落排	たり 200 万円以内
	水施設等の劣化状況等を調べる機能診断及びその結果に基づき	
	施設機能を保全するために必要な対策方針等を定めた構想計画	(2) 構想計画策定は1構想
	(最適整備構想)の策定	あたり次の式により算出さ
		れた額
		交付限度額=
		処理区数×100 万円+200 万円
		ただし、当該額が800万円を
		超えるときにあっては800万円

事 業	名	採	 択	基	準		補	助	率
I-2農	業基								
盤総合整	備支								
援事業									
(1)集落基	盤再	農山漁村地域	整備交付金実	施要綱(平)	成22年4月	1 目付け 2	(1)工事	事費の10	0分の 55 以
編事業		1 農振第 2453 号	農林水産事務	次官通達)	第2の1の(	2) の①の	内		
		アの(シ)に掲	げる農村集落	基盤再編・	整備事業に基	づき、下			
		記の事業種類及	び内容を市町	村が実施す	る事業であり	、次に該			
		当するもの							
		<b>4</b>	2 H. L.	1					
		, , ,	を満たす区域		、7 豆材 本ま	ファル			
			興基本計画が						
			興地域の整備 指定された農						
			を相当とする						
		含む。) の区域		及未派突心	<i>₩₽</i> // [ <i>\</i>	V C			
			区域において、	農業生産	基盤の整備及	び集落			
			備を総合的に			20 /214			
		211111111111111111111111111111111111111			<i>,</i> , , ,				

事 業 名	採択	基準	補 助 率
	種類及	及び内容	
	事業区分 事業種類	事業内容	
		農用地につき行う区画整理及 びこれと相当の関係がある他の 工事を一体的に行う整備	
	(2)農業用用排水施設整備事業	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更	
	(3)農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更	
		農用地の造成(農用地間の地目 変換を含む)とこれに附帯する施 設の新設、廃止又は変更	
		(1)から(4)までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備	
	業事業	農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備、並びに、主として土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備	

事	業	名		採択	基		準		補	助	率
			車坐位八	事業の揺粕	事	<del>\\\</del>	ь	숬			
			事業区分	事業の種類	<del> </del>	業		容			
				(2)営農飲	家畜の食	司育、	園芸作物	物等の栽培			
				雑用水施	(かんがい	を除	<<.) 、	農産物の			
				設整備事	洗浄等を言	i体と	する営具	農飲雑用			
				業	水施設の雪	<b></b>					
				(3)農業集	農業用月	目排水	の水質の	呆全、機能			
				落排水施	維持を図る						
				設整備事	を排除する	る施設	:及びこね	れと連絡			
				業	する排水路	各並び	にこれ	らに附帯			
					する処理が	拖設等	の整備				
				(4) 農業施	) 工十日 車をは	<b>告<i>陸</i> )</b> ァ	上的合山	出された			
				設等用地	非農用地の						
				整備事業	地に供する			<del>术</del> /旭权/刀			
				正洲子人		V () +>	·> IE/m				
				(5)集落防	集落の際	方災安	全のたと	めに必要			
				災安全施	な農業用用	目排水	路、農	道等の農業			
				設整備事	施設と関連	重する	施設の	整備			
				業							
				(6) 自然環	十地改員	息施設	等の農	業施設が			
				境・生態				<b></b> 紫系保全機			
				系保全施	能の増進を						
				設整備事	備及びその	つ周辺	環境の	美化を図			
				業	るための修	<b>多景施</b>	設				
				(7) 地域資源	農村州地	むにお	けろ <del>llul</del>	或資源を			
					利活用(如			,			
				整備事業	して農業生						
					めの施設						
L			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>						

事 業 名	採択	基準	補	助率
		± 144		
	事業区分事業の種類	事業内容		
	(8)施設補	農林水産省所管に係る助成等		
	強整備事	をもって整備された農業施設の		
	業	うち、安全性の確保のために必要		
		な補強		
	(9) 地域農業			
	活動拠点施	維持管理、地域保全活動等の拠点		
	設整備事業	として利用される建物及び用地		
		の整備		
	(10)集落農	は場整備その他農用地の改良		
	園整備事業	又は保全のため必要な整備であ		
		って次のいずれかの事項を内容		
		とするもの		
		① 市民農園整備促進法(平成2		
		年法律第44号)第2条に規定す		
		る市民農園の用に供する農地の		
		整備及びこれと一体的に行う周		
		辺農用地を対象とするもの		
		② 集落農園開設の用に供する		
		農用地及びこれと一体的に行う 周辺農用地を対象とするもの		
		③ ①又は②に附帯して都市と		
		の交流のために必要な施設の整		
		備		
	(11)情報基	土地改良施設等の維持管理や		
	盤施設整備	これに関連する情報の伝達に必		
	事業	要な施設及びこれに附帯する緊		
		急時の情報伝達に必要な施設の		
		整備		

事 業 名	採択	基準	補	助	率
	事業区分・事業の種類	   事業内容			
	学来区 <b>万</b> 学来 <sup>0</sup> 7座积	一			
	(12)施設環	農林水産省所管に係る助成金	等 		
	境整備事業	をもって整備された農業施設の	カー		
		高齢者・障害者の利用に資する	3た		
		めに必要な改修			
	/40\ EE -L-11				
	(13) 歴史的	歴史的土地改良施設の歴史的			
	土地改良施設保全整備	価値の保全に配慮しつつ、施記 能の維持又は向上及び安全性の			
	事業	確保のために緊急に必要な補助			
	7*	工事及びこれと一体的に整備			
		る施設の整備			
	(14)集落土	ほ場整備事業その他農用地	カー		
	地基盤整備	改良又は保全のため必要な整体	前		
	事業				

事業和 事業区分 事業種類 事 業 内 容 1. 農業生 (1) 農業用 農業用用排水施設の新設、廃止		
事業区分 事業種類 事 業 内 容		
産基盤整		
(2) 農道整 備事業 農道、農道橋、索道又は軌道等 運搬施設の新設、廃止又は変更		
(3) ほ場整 農用地等の区画形質の変更及 備事業 びこれと相当の関連がある他の 工事を一体として行う事業		
(4)農用地 農用地以外の土地の畑地への 開発事業 地目変換(農用地間の地目変更を 含む。)とこれに附帯する施設の 新設、廃止又は変更		
(5) 農地防 農用地及び農業用施設の自然 災事業 災害の発生を未然に防止するた め必要な施設の新設、廃止又は変 更		
(6)客土事 農用地につき行う客土 業		
(7)暗渠排 農用地につき行う完全暗渠の 水事業 新設又は変更		

事 業 名	採	択   基	準		補	助	率
	事業区分事業種類	類 事	業内	容			
	(8)農用地		以外の農用				
	の改良又		ため必要な	事業			
	は保全事						
	業						
	   2. 農村生   (1) 農業集	典業焦茲	周辺における	ス農業生			
	活環境基 落道整備	,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	事業に係る』				
	盤整備事事業		として農業権				
	業		産活動、農産				
		等に供する	農業集落道の	の整備及			
		び土地改良	施設を有機的	的に連絡			
		し、その管理	理等に供する	る連絡道の			
		整備					
	(2) 営農的						
	雑用水施	産物の洗浄		する営農			
	設整備事	飲雑用水施	設の整備				
	業						
	(3)農業集	■ 農業田田· ■ 農業田田·	排水の機能	維持を図			
	落排水施		う雨水を排				
	設整備事	落内の排水		~· / J/E			
	業	1117 4 3 3 174 3	7219 TAVIII				
	(4)農業集	農業集落	の防災と安全	全を図る			
	落防災安	ため必要な	土留、防護棚	朋、排水工、			
	全施設整	防風林、防	雪林、水路	防護施設、			
	備事業	防火水槽等	の整備				
		L HE STEEL STEEL	n 11				
	(5) 用地整		化施設、公局	†・公共施			
	備事業	設等の用地	の整備				

事 業 名	採択	基準	補	助	率
	事業区分 事業種類	事業内容			
	(6)活性化 施設整備 事業	農業生産活動等の拠点として 利用されることにより、農業・農 村の活性化に資する多目的施設 の整備			
	(7)集落環境 管理施設整 備事業	農業集落における環境を保全 管理するための農産廃棄物等の 処理、再利用等の施設及びこれに 附帯する施設の整備			
	(8) 交流施設 基盤整備事 業	農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な 多目的広場等の整備及びこれら に附帯する施設の整備			
	(9)情報基 盤施設整 備事業	土地改良施設等の維持管理や 緊急時の情報伝達に必要な施設 の整備			
	(10)市民農園等整備事業	は場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とする。 ① 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの周辺農用地を対象とするもの			

事	業	名		採択	基		準		補	助	率
			Г		1			1			
			<b>本</b> 业已八	<b>本业社</b>	*	ᄱᅜ	. <del></del>	<i>t</i> →			
			事業区分	事業種類	事	業	内	容			
					③ ①又(	は②に	附帯する	る都市			
					との交流の						
					整備						
				(11) 4 46 7	<b>41.4+44.</b>	'□ <i>&gt;#:</i> + <i>l</i>	=n. <b>=</b> 1.4	4.10 <del>**</del> ++			
				(11)生態系 保全施設等				勿保育施 战、緩傾斜			
				整備事業	護岸等生殖						
					設等の整備	備					
					ш. —						
				(12)交換分 合事業	農用地等の	の交換	分合				
				行 <b>争</b> 来							
			3. 特認事	特認事業	知事が特別	こ必要	と認める	る事業			
			業								

事 業 名	採 択 基 準	補	助	率
I-3県単独 基盤整備促進 事業 (1)農業用用排 水路整備事業	受益面積がおおむね2~クタール以上の用排水路の新設又は 改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの		めるものに	の 30 以内 こあっては、 50 以内)
(2)頭首工整備事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の頭首工の新設又は改 良であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の	の100分の	つ30以内
(3)機械揚水整備事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の固定された機械揚水 施設の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上の もの	工事費の	の100分の	の30以内
(4)畑地かんがい整備事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の畑地かんがい事業で あって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の	の100分の	つ30以内
(5)安全施設整備事業	農業用のため池、用排水路、頭首工、揚水機場等及びこれらに付帯する施設への転落防止上必要なフェンス等の安全施設の設置事業であって、一連の事業費が50万円以上のもの		の100分の	つ30以内
(6) ほ場整備事 業	農用地につき行う区画整備事業及びこれに付帯して行うかんがい排水事業であって、受益面積がおおむね2へクタール以上、 一連の事業費が100万円以上のもの	(別に定る	の100分の めるものに 5費の100	
(7)暗渠排水事業	受益面積がおおむね2〜クタール以上の暗渠排水事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の	の100分	つ30以内

事	業	名	採	択	基	準		補	助	率
(8) 客	<b>学士</b> 事	業	受益面積がおおむね 一連の事業費が100万			の客土事業であ	って、	工事費の	100分の	) 30 以内
(9)た事業		也整備	(1) 受益面積がおお業であって、一連の事(2) 農業振興地域の号) 第8 条に定めるのにあっては、人命にるため池の改修又は補2 ヘクタール以上、一	業費が1( 整備に関 農用地区 対する直 強の事業	00万円以  する法律  域外の農 <sup>は</sup>  接の被害 <sup>を</sup>  であって、	上のもの (昭和 44 年法律 也を受益地とす を防止する為に 受益面積がお	津第 58 るも 行われ おむね	工事費の	1 0 0分の	) 30 以内
(10), 事業		整備	(1)農道の改良であ 以上、かつ、全幅員が 業費が100万円以上で (2)農道橋の改良で おむね2メートルであり (3)農業用軌道の設 ル以上であり、かつ、 あり一連の事業費が30 (4)下記に掲げる軽が 以上のもの ・農道の維持補修 ・安全施設、安全 ・橋梁塗装等 (5)橋長15メートル 策定	おあの一置受)版ないで、でいるののあるで、ないないののある。これでは、これのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	2メート 永久的構 あり、か 業費が10 てびおおむ。 とのもって一 であって一	レ以上であり一 造にそなえた幅 つ、受益面積が 0万円以上であ おおむね100メ コ2ヘクタール 一連の事業費が 受置	連の事 過がお かるも ト 以上で 50万円	(1) 工事 内 (2) 県過 ては工事費	疎地域内	
(11):			受益面積がおおむね あって、排水設備に要 <sup>・</sup> 以上のもの							

事業名	採	補	助	率
I − 4 水と農	1 次に掲げる事業の実施に係る調査設計、調査計画事業	(1) 及び	(2) 13	
地いきいき推	(1)事業名の欄のI-1 基盤整備事業のうち(1)土地基盤	の調査設計は	こ要する	る経費の
進事業調査	の整備、I-2 (1)集落基盤整備事業のうち 1. 農業生産 基	100分の55	以内	
(1)調査事業	盤整備事業並びにⅢ-1 農業集落排水事業			
	(2) 非補助土地改良事業助成措置要綱(昭和33年10月8日	(3) に掲げ	<b>ずる事</b> 簿	美の調査設計
	付け 33 農地第 3814 号農林事務次官通達(以下「非補助要	に要する経済	費の10	0分の100以
	綱」という。))に定める事業のうち次に掲げるもの	内		
	ア 非補助要綱第2の1の(2)の1のほ場整備事業又はかんが			
	い排水事業であって受益面積が1 団地おおむね20ヘクタール			
	以上のもの			
	イ 非補助要綱第2 の1 の(2)の4 の暗渠排水事業であっ			
	て受益面積が1 団地おおむね20ヘクタール以上の完全暗			
	渠のもの			
	ウ 非補助要綱第2 の1 の(2)の7 の農道事業で、急傾斜			
	地帯において行うものにあっては延長がおおむね500メートル			
	以上のもの、急傾斜地帯以外の地帯において行うものにあって			
	はずい道、橋梁等特殊な工作物の含まれるおおむね1,000メー			
	トル以上のもの			
	(3)事業名欄のⅡ-1のため池等整備事業			
	2 水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日	2に掲げる	業務に勇	要する経
	  付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知)、農村地域	費の100分の	カ 100 具	以内
	防災減災事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 211			
	4 号農林水産事務次官通達) 又は農業水路等長寿命化・防災減			
	災事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農			
	林水産事務次官通達)の実施に関する次の業務			
	(1)農業水利施設の機能診断調査			
	(2) 農業用水利施設整備計画の作成			
	(3)(1)及び(2)に掲げる業務の遂行のため必要な調			
	查研究等			
	(4) 土地改良施設の点検調査			
	(5) 耐震診断及びハザードマップの作成			
	(6) その他事業の推進のために必要な業務			

事 業	名	採択	基	準		補	助	率
(2)農業基合整備支持業調査事業	爰事	1 農村振興基本計画が策策 策定見込みのある地域である にかかる調査設計 (1)事業名欄のI-2 (1)集落基盤整備事業 (2)事業名欄のI-2 (2)中山間地域総合整備等	って、かつ、ど 農業基盤総合 豊業基盤総合 豊業基盤総合	水に掲げる事業の 整備支援事業のう	実施ち	事業費⊄	) 100 分の	) 55 以内
		2 農村振興基本計画に即 諸条件について現況把握等 する必要な事項についての記	を行い、これに	工基づき各事業に	対応			
(3)農村総備推進事業		農山漁村地域整備交付金 1 農振第 2454 号農林水産省 集落排水事業に係る運用) 第 最適整備構想の策定	農村振興局長遠	通知)別紙 10−1	(農業の所及び 客 よ	D100以内 (ただし、 頃は一処理 最適整備棒	内 機能診断 関区当たり 情想の策定 可町村あた	での100分 に係る交付 200万円、 に係る交 り500万円 る。)

事	業	名		採	択	基	準		補	助	率
I- 境整 定事	備計	地環画策	①五法指定は て知事が特別 ②野生鳥獣り ③耕作放棄は	こ必要と認 こよる農作	める市町村 物被害があ	_	に準ずる地域	であっ	事業費の	100 分の	50 以内

災事業) 急に整備を要する農業用のため池(災害防止用のダムを含み、防|(1)工事費の100分の 60 以 災重点農業用ため池に限る。)、頭首工、樋門、用排水機場、水内 **Ⅱ** - 1 ため池 路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用用排水施 等整備事業 ただし、中山間地域等又は農 設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保 村地域防災減災事業実施要綱 するために必要な管理施設の新設又は改修であって、その総事業 (平成25年2月26日付け24 費がおおむね200万円以上のもの 農振第 2114 号) に基づき実施 (2) ため池のしゅんせつ工事は、ため池の堤体に係る工事 するもので防災工事等基本指 と併せて行うものであって、次のいずれかに該当するものとす 針(令和2年9月30日農林水 産省告示第 1845 号) 第3の2 る。 ア 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因 (1)に該当するため池(以下、 による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要因に該当 「特認ため池」という。) にお するもの (代替工事として嵩上げ工事を含む。) いて行われるものにあっては、 工事費の 100 分の 65 以内 (ア) 貯水量がおおむね30万立方メートル以上のものであ って、貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント (2) 工事費の100分の60以 以上のもの 内 ただし、中山間地域等又は特 (イ) 貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上 30 万立方メ ートル未満、堤高がおおむね10メートル以上のもの 認ため池において行われるも であって、かつ、堆砂量がおおむね3万立方メートル のにあっては、工事費の100分 以上のもの の 65 以内 イ 池敷内の土地造成に係るものであって、当該土地が (3) ため池等利活用保全施 公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000平方メー 設は100分の60以内 トル以上のもの (4) 安全施設は100分の55 (3) ため池等の農業用用排水施設の保全及び利活用上必要な施 以内 設の新設又は改修であって(1)の工事と併せて行うもの(以下 ただし、中山間地域等又 「ため池等利活用保全施設整備事業」という。) は特認ため池において行わ (4) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図 れるものにあっては、工事費 の100分の60以内 るために安全施設の整備を行うもので、その総事業費が2 00万円以上のもの (5) 工事費の100分の100 (5)防災重点農業用ため池の廃止を行うものであって想定 限度額 被害額(農外)が500万円以上のもの 堤高 5m 未満 3 千万円/箇所 (6)災害時等ため池の状況を速やかに把握するための水位 堤高 5m~10m 未満 計等の管理施設の整備、ため池の防災機能を確保するために必要 4千万円/箇所 な施設の軽微な対策やため池の監視・管理に必要な技術習得の研 堤高 10m 以上 修の開催や管理体制を強化する活動を行うもの 6千万円/箇所

事 業 名

(Ⅱ-農地防

採

択

基

(1) 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早

進

補

(6) 定額助成

率

助

事 業 名	採 択 基 準	補	〕 助	率
	(7) 水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付	(7)	事業費の1	0 0分の 50 以
	け2農振第3534号)の実施に関する次の業務。	内		
	ため池への被害の軽減を図るため、ため池の状況を速			
	やかに把握する監視カメラ等の ICT 機器の管理および水			
	位低下等をする活動を行うもの			
Ⅱ-2農業用	(1)国の直轄管理区間及び知事の管理区間の河川で、前後	(1)	工事費の1	0 0分の 82 以
河川工作物応	一連の区間に比較してその治水機能が劣っている、頭首工、水門、	内	J	
急対策事業	樋門、橋梁等農業用河川工作物及びこれらと一体である護岸、擁	(総事	業費5,00	0万円未満)
	壁等の附帯施設を対象とするもの	(2)	工事費の1	0 0分の 92 以
	(2) 洪水等による災害の未然防止を図るために、当該農業	内	J	
	用河川工作物等を、整備補強、撤去又は撤去に伴う整備をする必	(総事	業費5,00	0万円以上)
	要があるもの			
	(3)総事業費がおおむね800万円以上1億円未満のもの			

事	業	名	採	択	基	準		補	助	率
(Ⅲ- 備事業 Ⅲ-1 落排力	Ĕ) L 農業	業集	農業用用排水の水を図るために行う汚に付帯する施設の整の施設を原則とし、 汚水処理施設は原則 人程度に相当する規 としたものを含む。 が200万円以上であ	水、汚泥又 備又は改築 排水路末端 として、処 模以下のも 改築の場合	は雨水を気 。受益戸数 の受益戸数 理対象施記 ので、汚れ は、当該引	<ul><li>型理する施設及</li><li>がおおむね 20</li><li>数は2 戸以上の</li><li>サストロおおむれる</li><li>で要元利用</li><li>大築に要する費</li></ul>	なびこれ ) 戸以上 ) もの。 a1,000 引を目的	(1)工 <sup>具</sup> 内	事費の1	0 0分の 50 以
Ⅲ — 2		<b>景</b> 境	水環境整備計画に が環境整備計画に がき実施されるの 利施設の保全管理し 辺空間等を活用に 要件のすべま計画で 中の諸条件やこり 業を実施するこより と認められること り、終事業が5	では快す及ら適備なこそがはといいではいまではいいではいませいがいませんがいませんがいませんがいませんがいませんがある。	水路、ダススのでは、水路、水路のででは、水路でででは、水路では、水路では、水路では、水路では、水路では、水路では	は、ため池等の ため池等の たれら施設の有 情を行うもので は 然的、社会的 成計画等から、 で は 計画等が行れ	農業水ができます。	(1)工 <sup>具</sup> 内	事費の1	0 0分の 55 以
Ⅲ一3整備事実施計	事業		水環境整備事業を る区域を対象とする 実施計画は、対象 利施設の現況等に関 いて整備計画を作成	。 とする区域 する所要の	の自然環境 調査を実施	竟、社会環境、 施し、その結界	農業水	実施計画( 分の 55 以		経費の100
Ⅲ — 4 源エネ 支援事	ネルミ		<ul><li>(1)施設の管理軽時の自主電源への農村資源を活かした整備</li><li>(2)農村資源を活費</li></ul>	活用等を図 再生可能エ	るため、 ネルギール	農業水利施設等 こよる発電施設	等の 没 の 十る経	100分の	50 以内 業務に要	Eする経費の Eする経費の 内 (定額)

事	業	名	採	択	基	準		補	助	率
			(3)水利施設	管理強化事業実	施要綱(令	和3年3月2	29 日	(3) の業	美務に要す	<b>上る経費の</b>
			付け2農振第	3534号)及び基	甚幹水利施	<b>西設管理事業</b>	実施要綱	100分の1	.00 以内	(定額)
			(平成8年7月	31日付け8構	改 A 第 59	95 号農林水產	至事務次			
			官通達)の実施	に関する次の業	養務					
			国営造成	施設及び国営付	带県営造	成施設を管理	する土			
			地改良区等	を対象として農	業水利施設	没の省エネル	ギー			
			化を図るもの							

事 業 名	採 択 基 準	補	助	率
(IV-その他 土地改良事業) IV-1土地改 良施設修繕保 全事業	(1) 国営土地改良事業又は県営土地改良事業により造成された施設のうち、ダム、頭首工、揚水機場及び排水機場に係る基幹用排水路を対象とするもの (2) 当該基幹水利施設の機能の維持保全及び安全管理の徹底のため緊急に整備補修を行う必要があるもの (3) 事業費がおおむね2,500万円以上のもの	(1) 工事	事費の 3	分の2以内
IV-2国営造成施設管理体制整備促進事業	《管理体制整備型》 国営造成施設(大和高原北部地区)を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮等に対応した管理体制の整備を図るもの(事業主体は、市町村のみ) (1)推進事業 協議会の活動等を通じた地域における協議調整や合意形成を図るもの (2)支援事業 多面的機能の発揮を対象とした管理の実践に対する支援を行うもの 以上の事業について、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要網(昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知)又は水利施設管理強化事業(令和3年3月29日付け2農振第3534号)による事業を実施するもの	(1) 事業内	<b>巻費の1 (</b>	0 0分の 50 以

事業名	Ż		<del></del> 採	択	基		準		—————— 補	助		率
IV-3地域/ 業水利施設 トックマネ メント事業	スジ	け 21 農振第 次の業務 (1)団体 「団体 能診断 (2)団体 工事の (3)団体	第 2453 号 営事業等 営造成施 及び機能 営造成施 実施に関	農林水産 で設保 とここ できる と 画 と 実 に ま と ご ま に ま ま に ま ま に ま ま に ま ま に ま た ま た ま た	事務次官 れた農業 いう。) 策定に必 る機能保	了通達) 注用用初 に関す 必要な名 全計画	2年4月1月 の実施に関 水施設等( る当該施設 種業務 [等に基づく 発的事故に	する以下の機対策	工事費の	100 3	分の 5	55 以内
IV-4 農業用水路等 長寿命化事	業	付け 29 農扱 災事業実施	長第 2702 要綱(平成 対策に資	号) 又は え30 年3 する農業	農業用水 月 30 日 ( 用用排水	、路等長 付け 29	30 年 3 月 3 寿命化・防 農振第 2711 g等の整備で	災減 1 号)	工事費の ただし、 いて行われ は、工事費(	中山門	間地域	<b>対等にお</b>
VI – 5 資産評価デ <sup>、</sup> タ整備事業		付け 29 農扱 ュアル (平, 省農村振興	長第 2702 戎 31 年 2 局整備部	号)にお 月 14 日 長通知)	ける国で 付け 30 点 等に基づ	策定し 豊振第 ぶく資産	30 年 3 月 3 た資産評価 2941 号農林 評価に必要 に関する業	マニ 水産 なデ	定額助成(令和2年		で)	
IV-6棚田地域振 緊急対策事		日付け元農 (1)棚田:	振第 2710 地域振興 組織、活	号) の 生8条に 動計画の	尾施に関⁴ 規定する 策定	する次 指定棚	田地域振興	協議	ただし、	1地I (559 たり ールあ	%相当 200 ス たり	á) 5円以内 5万円の
IV-7 土地改良施 突発事故復 事業	[旧	0年3月30	日付け 29設の復旧	9 農振第 及び当該	2308 号)	の突発	手施要綱(平 事故の発生 上事であって	した、総	工事費の ただし、 いて行われ は、工事費 を含む)の	中山 るもの (緊急	間地域のにまる おおおれる おおおい おおおい おおおい おおおい おおおい おおおい おお	<b>以等にお</b> かって 息工事費

採 択 基 進 補 助 率 事 業 名 (V-土地利 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成27年4月9日付 (1) 業務に要する経費の10 用調整事業) け 26 農振第 2065 号農林水産事務次官通知)、農業競争力強化 0分の75以内 V-1 農業経 基盤整備事業実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2018 営高度化支援 号農林水産省農村振興局長通知)、農山漁村地域整備交付金実 (2)中山間地域等において 事業、 施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2308号農林水産事務|行うものにあっては(1)の規 水利施設等保 次官通知)及び農山漁村地域整備交付金実施要領(平成28年4 定にかかわらず、業務に要する 全高度化事業 月1日付け27農振第2309号農林水産省農村振興局長通知)、 |経費の 100 分の 77.5 以内 水利施設保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知)、農地中間管理機構 (3)事業主体が土地改良区 関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第)の場合は(1)の規定にかかわ 2689 号農林水産事務次官依命通知) に基づき実施される農業経 らず、業務に要する経費の 100 営高度化支援事業及び水利施設等保全高度化事業に関する次の 分の 100 以内 業務 ただし、事業主体が市町村の 場合であって農地中間管理機 (1) 高度土地利用調整事業 構関連農地整備事業により行 調查·調整事業 うものは、業務に要する経費費 関係農家の意向調査活動 の 100 分の 87.5 以内 • 土地利用調整活動 ・関係機関との調整等高度経営体の育成及び高度経営 体への農地の利用集積に関係する調査・調整活動 (2) 中心(高度)経営体集積促進事業 ・中心(高度)経営体への農地の利用集積に向けた促進 支援